

様式第 6 号（第 4 条関係）

フロン類回収業廃業等届出書

年 月 日

川越市長

(郵便番号)
届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 5 9 条において準用する同法第 4 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

フロン類回収業者 であった者の氏名 又は名称	
登録番号及び登録 年月日	第 年 月 日 号
届出者とフロン類 回収業者であった 者との関係	
廃業等の理由（該 当するものに○を 付すこと。）	1 死亡 2 法人が合併により消滅 3 法人が破産手続開始の決定により解散 4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の 理由により解散 5 登録に係るフロン類回収業の廃止

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

廃業等の届出

次の事項に該当した場合は、**該当する事項が発生した日から30日以内**に届出の手続が必要です。

次の届出書及び添付書類を提出してください。

ア フロン類回収業廃業等届出書

イ 添付書類（次の表の1から5までのうち該当するもののみ提出してください。）

届出を必要とする各状況及び届出義務者

	届出を必要とする状況	添付書類及び届出義務者
1	個人の事業主が死亡した場合	相続人の戸籍全部事項証明書 （届出者：相続人）
2	法人が合併により消滅した場合	登記事項証明書（商業登記簿謄本） （届出者：その法人を代表する役員であった者）
3	法人が破産により解散した場合	破産管財人であることがわかる書面 （届出者：破産管財人）
4	法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人であることがわかる書面 （届出者：清算人）
5	フロン類回収業を廃止した場合	法人の場合は、登記事項証明書（商業登記簿謄本） （届出者：フロン類回収業者であった個人又はフロン回収業者であった法人を代表する役員） ※ 代表役員でない役員が提出する場合は、登記事項証明書（商業登記簿謄本）が必要です。

※ 提出部数は、**正本1部、副本1部**（副本は申請者の控えとなります。）とします。

※ 廃業等届出書の提出に手数料はかかりません。

※ 戸籍全部事項証明書及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）については、正本添付用には原本の提出をお願いします。

※ 個人の事業主が死亡し、その相続人がフロン類回収業を行おうとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。